

下呂市告示第 204 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次の通り公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について公告する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

下呂市長 山 内 登

1. 業務に関する事項

1) 業 務 名：下呂市市営住宅修繕等業務

2) 履行期間：契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3) 業務内容：下呂市市営住宅修繕等業務

詳細は、下呂市市営住宅修繕等業務委託仕様書（以下、仕様書という。）を参照。

2. 契約金額の上限金額

¥ 1 0, 6 6 8, 0 0 0 円（税込）とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく下呂市（以下、本市という。）の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2) 本市が発注する工事請負等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な入札指名人名簿の登載により建築一式について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても本市が発注する工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4) 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 1 9 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基

づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

- 6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 7) 業務を実施するにあたり、現場代理人及び主任技術者を定め、その者の指揮及び監督の下で業務に従事する従事者を1名以上配置すること。ただし、現場代理人及び主任技術者については、業務の特性から建設業法第26条第3項の専任義務は適用除外とする。

4. 手続き等

1) 問合せ先

下呂市まちづくり推進部まちづくり推進課

住 所 : 〒509-2295

岐阜県下呂市森960

TEL : 0576-24-2222

FAX : 0576-25-3250

E-mail : gco00003@city.gero.lg.jp

2) 募集要領等の公開

募集要領等の公開(ホームページによる)を次の通り行う。

(1) 公開期間 : 令和6年10月15日(火)から令和6年10月25日(金)まで

(2) 公開資料 : ① 下呂市市営住宅修繕等実施要領(以下、実施要領)

② 委託仕様書

③ 様式集

3) 参加申込書の提出

(1) 提出期限 : 令和6年10月15日(火)から令和6年10月25日(金)開庁日の午後5時まで随時(必着)

※いかなる理由においても提出締め切り後の到着は受け付けない。

(2) 提出先 : 下呂市まちづくり推進部まちづくり推進課

(3) 提出方法 : 持参とする。

5. プロポーザルの審査方法

- 1) 審査は、下呂市市営住宅修繕等業務プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- 2) 提案書類の内容を審査のうえ最優秀提案者を1者選定する。
- 3) 本業務の参加者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。

6. 審査結果

本市、最優秀提案者を決定した後、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を最優秀提

案者に通知する。

7. 契約手続き

- 1) 最優秀提案者は、本委託業務契約に係る優先交渉権を有する。
- 2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- 3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を締結する。

8. 支払い条件

- 1) 本業務に係る委託料の支払いは、概算払いとする。
- 2) 委託料の内訳は、①修繕費、②人件費、③一般管理費及び④消費税とする。
委託料のうち①修繕費及び④消費税については実績に基づく精算の対象とし、②人件費及び③一般管理費については定額精算とする。年度終了後、業務計画とともに提出する業務費内訳書に記載した①修繕費の金額と実績の差額について、執行残額がある場合は本市に返還するものとする。
- 3) 受託者は、実績額が業務費内訳書に記載した①修繕費の金額に対して不足すると見込まれる場合、当該年度の1月中旬までに本市と協議することとする。
- 4) 受託者は、委託料が不足する場合には、本市と協議して本業務の実施を停止する。
- 5) 本市は、受託者から相談がなく委託料が不足した場合は、追加の支払いには応じない。

9. 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- 1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合。
- 2) 著しく信義に反する行為または審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- 3) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合。
- 4) 期限を過ぎて書類が提出された場合。
- 5) その他、本要領に違反したと認められる場合。

10. その他

- 1) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。
- 2) 契約保証金：免除
- 3) 詳細は実施要領による。